

# 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者（以下、当法人という。）が実施する。

事業所名. 有限会社 グっとサポート

所 在 地. 〒919-2224 福井県大飯郡高浜町菌部49-3

（設置目的）

第2条 急速な高齢化が進む現代において、多様化する介護ニーズに対応した適切で質の高い介護サービスを提供するために、個別性を重んじた対人援助の基礎となる理念、倫理観を醸成し、かつ専門職としての基本姿勢、知識、技術等を習得させ、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。

（実施課程）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は「(有)グっとサポート 介護福祉士実務者研修」とする。

（養成課程、修業年限及び定員）

第5条 通信課程

課程	修業年限	学級数	受講定員
実務者研修	6か月	1学級	12名

（履修方法）

第6条 当該科目の履修認定については別紙1に定める通信学習時間数に相当する課題の修了と、面接授業時間数の出席を必要とする。

（スクーリングの会場）

第7条 スクーリングの会場は下記のとおりとする。

事業所名. 有限会社 グっとサポート

所 在 地. 〒919-2224 福井県大飯郡高浜町菌部49-3

（入学時期）

第8条 入学時期は下記のとおりとする。

平成28年5月22日（日）

(入学者の選考方法)

第9条 (受講対象者)

- (1) 16歳以上で、介護福祉士を目指す方や介護に関心のある方(学歴・実務経験は不問)
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。

(受講手続)

受講選考実施規定によって選考し、決定通知を送付する。受講選考実施規定は次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記名押印のうえ申込むものとする。この際、有資格の写しも併せて添付する。但し、定員に達した場合は受付終了とする。
- (2) 当社は申込み書類を確認した上、受講者の決定を行い、決定通知と共に受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。
- (3) 受講者は指定の期日までに受講料を納入する。(振込手数料は、受講生負担)
- (4) 前項の受講手続を完了した者について受講を許可する。

(受講料)

第10条 研修受講料は以下のとおりとする。

無資格者	…	140,000 円	(テキスト代含む税別料金)
認知症研修	…	132,000 円	(テキスト代含む税別料金)
喀痰吸引等研修	…	122,000 円	(テキスト代含む税別料金)
訪問介護員研修3級課程修了者	…	132,000 円	(テキスト代含む税別料金)
初任者研修修了者	…	115,000 円	(テキスト代含む税別料金)
訪問介護員研修2級課程修了者	…	115,000 円	(テキスト代含む税別料金)
訪問介護員研修1級課程修了者	…	72,000 円	(テキスト代含む税別料金)
介護職員基礎研修修了者	…	38,000 円	(テキスト代含む税別料金)

※当社オリジナルの割引を行うこともある。案内書・ホームページで公表する。

(科目の免除)

第11条 受講希望者が保有する資格によって別表1のとおり科目の免除を行なう。

(受講料の返還)

第12条 受講希望者によりやむを得ない事情によって解約が申し出られた場合、オリエンテーション前日までであれば、返金に際しての振込み手数料を負担して頂き、残りを返金します。ただし、オリエンテーション以後の返金はいたしません。なお、受講希望者が少ない場合には開講を中止することがあります。その際は受講料の全額を返金いたします。

(受講生の本人確認)

第13条 受講生の本人確認は、受講申込受付または初回の講義時に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認する。また通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(使用教材)

第14条 使用する教材は下記のとおりとする。

介護職員等実務者研修テキスト（中央法規出版）

介護職員等によるたんの吸引等研修テキスト（(社)全国訪問看護事業協会編・中央法規出版）

(通信学習の実施方法)

第15条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに各科目毎にレポートを提出する。

(2) 各レポート評価は70点以上を合格とする。70未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(通信養成を行う地域)

第16条 通信養成を行う地域は下記のとおりとする。

福井県、京都府、滋賀県全域

(面接授業の実施方法)

第17条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に当社指定の研修会場にて行う。出席を確認するため受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

(2) 面接授業に出席するためには、当センターの定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。

(課程修了の認定)

第18条 課程修了の認定については以下のとおりとする。

- ・ 受講料を全額支払っていること。
- ・ スクーリングにすべて出席する。
- ・ レポート問題にすべて合格する。（合格点は100点満点中70点以上）  
70点未満の場合には再提出とし、合格するまで再提出する。
- ・ 実務者研修筆記試験で70点以上をとること。  
（不合格の場合には、追試を行う。追試料：3,000 円（税別））
- ・ 医療的ケア演習で一定の基準に達すること。

(補講について)

第19条 補講の取り扱いについては以下のとおりとする。

(1) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた場合は、欠席したスクーリングについて補講を行うものとする。

(2) 補講にかかる費用は自己負担となる場合がある。（コースごとに設定）

(修了証書等の交付)

第20条 修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。

(研修期間)

第21条 研修期間は原則6ヶ月とし、再試験が必要な場合など最大9ヶ月まで受講を延長することができる。

(在籍年限)

第22条 在籍期限は2年を超えることはできない。

(休学と復学)

第23条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

復学しようとするときは、復学願いを養成施設長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第24条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

(受講の取消し)

第25条 (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

(2) 講師の指示に従わない者。

(3) 研修の秩序を乱す者。

(4) 欠席日数が多いもの（3日以上）

受講の取消し理由の1～4に該当し、受講が取り消された者の受講料の返還要求には一切応じない。但し、

(4)に該当し受講が取り消された者は、本校が開講する別の講座で初回からの振替受講（1回のみ）をしていただけます。

(教員組織)

第26条 以下の教員を置く

・養成施設長	…	1 名	・医療的ケア担当教員	…	1 名
・教務に関する主任者	…	1 名	・その他の教員	…	0 名
・介護過程Ⅲ担当教員	…	1 名	・事務職員	…	1 名

(修了者管理の方法)

第27条 修了者管理は以下のとおりとする。

(1) 修了者は修了者名簿に記載し、福井県で指定された様式に基づき福井県に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。ただし、修了証明書の再発行にかかる料金については、1枚につき1,000円（税別）を受講者の負担とする。

(公表する情報の項目)

第28条 研修機関が公表すべき情報についてはホームページ上で公表する

<http://goodsupport.hannnari.com/>

(その他研修実施に係る留意事項)

第29条 研修事業の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。(有)グットサポート TEL. 0770-72-4747
- (2) 本講座で使用する教材・質問回答・添削問題の問題・解答解説等の著作物に対する複製・転載・転用インターネットによる公衆送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うことを禁止する。  
また、方法、理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとることを禁止する。

(個人情報管理)

第30条 当該研修における個人情報について、厳正に管理を行う。

当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用しない。

(研修事業執行担当部署)

第31条 研修事業は当事業者の教育事業部門で行う。

(休業日)

第32条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) その他、天災等やむを得ない事情により授業が行えないと当施設認めた日

(施行細則)

第33条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(附則)

第34条 この学則は平成28年4月1日から施行する。

## 別紙 1

(教育課程及び授業時間数)

受講希望者が保有する資格によって科目の免除を行なうものとし、教育課程及び授業時間数は、下表のとおりとする。

	科目	時間	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	喀痰吸引等 研修	認知症実践 者研修	無資格者
				1級	2級	3級				
通信	人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	5	5	5
	社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	5	5	5
	社会の理解Ⅱ	30	30	免除	30	30	免除	30	30	30
	介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除	10	免除	10	10	10
	介護の基本Ⅱ	20	20	免除	免除	20	免除	20	20	20
	コミュニケーション技術	20	20	免除	20	20	免除	20	20	20
	生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	20	20	20
	生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除	30	免除	30	30	30
	介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除	20	免除	20	20	20
	介護過程Ⅱ	25	25	免除	25	25	免除	25	25	25
	発達と老化の理解Ⅰ	10	10	免除	10	10	免除	10	10	10
	発達と老化の理解Ⅱ	20	20	免除	20	20	免除	20	20	20
	認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除	10	10	免除	10	免除	10
	認知症の理解Ⅱ	20	20	免除	20	20	免除	20	免除	20
	障害の理解Ⅰ	10	免除	免除	10	10	免除	10	10	10
	障害の理解Ⅱ	20	20	免除	20	20	免除	20	20	20
	こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除	20	免除	20	20	20
	こころとからだのしくみⅡ	60	60	免除	60	60	免除	60	60	60
医療的ケア・通信	50	50	50	50	50	50	免除	50	50	
通学	介護過程Ⅲ	47	47	47	47	47	免除	47	47	47
	医療的ケア講義・演習	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5	免除	19.5	19.5
合計(時間)		471.5	341.5	116.5	341.5	441.5	69.5	402	441.5	471.5